

特定農薬として指定された資材（特定防除資材）に関して情報提供すべき留意事項の内容（案）

1 電解次亜塩素酸水の範囲について

改正後の告示第2号において規定する次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。以下「電解次亜塩素酸水」という。）の範囲は以下のものであって、pH 6.5以下、有効塩素10～60 mg/kgのものとする。

- 一 0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したもの）を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液
- 二 2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液

2 参考となる対象病害、使用方法及び使用する際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
電解次亜塩素酸水	殺菌剤（散布用）	<ul style="list-style-type: none"> ・きゅうりのうどんこ病 ・いちごの灰色かび病 	<ul style="list-style-type: none"> ・生成直後の電解次亜塩素酸水を200 L/10a 散布。 ・生成直後の電解次亜塩素酸水を1.5～2 L/株 散布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電解次亜塩素酸水中の有効塩素は、時間の経過とともに減少し、有害物質である亜塩素酸や塩素酸が生成されるので、使用の度に製造し、製造後は速やかに使用すること。 ・有隔膜電解槽を用いて電解次亜塩素酸水を生成する際に発生する陰極側の水溶液の排水処理は、日本電解水協会で作成予定の使用マニュアル等を参考に、他法令を踏まえ適切に実施すること。 ・酸性の強い電解次亜塩素酸水を使用すると農作物に酸焼けが生じたり、皮膚等に刺激が生じる事例が分かっているので、日本電解水協会で作成予定の電解次亜塩素酸水の使用マニュアルに従って使用すること。